

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成29年8月8日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ツルハドラッグ 藤野店
所在地 札幌市南区藤野2条6丁目7-1

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社 ツルハ
住所 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
代表者 代表取締役 鶴羽 順

(3) 変更しようとする事項

① 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書別添資料 施設配置図【変更前】のとおり
(変更後) 届出書別添資料 施設配置図【変更後】のとおり
- ・廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 届出書別添資料 施設配置図【変更前】のとおり
(変更後) 届出書別添資料 施設配置図【変更後】のとおり

② 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 届出書別添資料 別紙のとおり
(変更後) 届出書別添資料 別紙のとおり
- ・来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前7時30分から午後10時15分
(変更後) 24時間
- ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前6時00分から午後10時00分
(変更後) 24時間

(4) 変更する年月日 ①②平成29年8月30日

(5) 変更する理由 ①②小売業者変更のため

2 届出年月日 平成29年8月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 平成29年8月8日～平成29年12月8日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成29年12月8日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。